2　医師国家試験の受験資格に関する事項
大学において医学の正規の課程を修めて卒業した者について、大学において医学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働省令で定めるものに合格した者でなければ、医師国家試験を受けることができないものとした。（第一一条第一項関係）
3　医師の研修を行う団体に対する要請に関する事項
厚生労働大臣は、医師が、長時間にわたる労働により健康を損なうことなく、医療に関する最新の知見及び技能に関する研修を受ける機会を確保できるようにするため特に必要があると認めるときは、当該研修を行う学術団体等に対し、当該研修の実施に関し、必要な措置の実施を要請できるものとした。（第一六条の一一第一項関係）

四　歯科医師法の一部改正関係
1　臨床実習に関する事項
大学において歯学を専攻する学生について、三の1と同様の改正を行うものとした。（第一七条の二第一項関係。令和八年四月一日以降は第一七条の二）
2　歯科医師国家試験の受験資格に関する事項
歯科医師国家試験について、三の2と同様の改正を行うものとした。（第一一条第一項関係）

五　診療放射線技師法、臨床検査技師等に関する法律、臨床工学技士法及び救急救命士法の一部改正関係
1　診療放射線技師法の一部改正
㈠　診療放射線技師の業務に、放射性同位元素（その化合物及び放射性同位元素又はその化合物の含有物を含む。）を人体内に挿入して行う放射線の人体に対する照射を追加することとした。（第二条第二項関係）
㈡　診療放射線技師が病院又は診療所以外の場所において業務を行うことができる場合として、医師又は歯科医師が診察した患者について、その医師又は歯科医師の指示を受け、出張して超音波診断装置その他の画像による診断を行うための装置であって厚生労働省令で定めるものを用いた検査を行うときを追加することとした。（第二六条第二項関係）
2　臨床検査技師等に関する法律の一部改正
臨床検査技師の業務に、採血、検体採取又は生理学的検査に関連する行為として厚生労働省令で定めるもの（医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて行うものに限る。）を追加することとした。（第二〇条の二第一項関係）
3　臨床工学技士法の一部改正
臨床工学技士の業務に、生命維持管理装置を用いた治療において当該治療に関連する医療用の装置の操作（当該医療用の装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去を含む。）として厚生労働省令で定めるもの（医師の具体的な指示を受けて行うものに限る。）を行うことを追加することとした。（第三七条第一項関係）
4　救急救命士法の一部改正
㈠　「救急救命処置」の定義について、重度傷病者が病院若しくは診療所に搬送されるまでの間又は病院若しくは診療所に到着し当該病院若しくは診療所に入院するまでの間（当該重度傷病者が入院しない場合は、病院又は診療所に到着し当該病院又は診療所に滞在している間。以下この4において同じ。）に当該重度傷病者に対して行われる気道の確保、心拍の回復その他の処置であって、当該重度傷病者の症状の著しい悪化を防止し、又はその生命の危険を回避するために緊急に必要なものとした。（第二条第一項関係）
㈡　救急救命士が救急用自動車その他の重度傷病者を搬送するためのものであって厚生労働省令で定めるもの以外の場所において業務を行うことができる場合として、重度傷病者が病院又は診療所に到着し当該病院又は診療所に入院するまでの間において救急救命処置を行うことが必要と認められる場合を追加することとした。（第四四条第二項関係）
㈢　病院又は診療所に勤務する救急救命士は、重度傷病者が当該病院又は診療所に到着し当該病院又は診療所に入院するまでの間において救急救命処置を行おうとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、当該病院又は診療所の管理者が実施する医師その他の医療従事者との緊密な連携の促進に関する事項その他の重度傷病者が当該病院又は診療所に到着し当該病院又は診療所に入院するまでの間において救急救命処置を行うために必要な事項として厚生労働省令で定める事項に関する研修を受けなければならないものとした。（第四四条第三項関係）

六　地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の一部改正関係
1　都道府県計画に関する事項
都道府県計画においておおむね定めるものとされている事項として、地域医療構想の達成に向けた医療機関（地域における病床の機能の分化及び連携を推進するために当該地域における病床数の変更を伴う取組を行うものに限る。）の運営の支援に関する事業に関する事項を追加することとした。（第四条第二項関係）
2　基金に関する事項
都道府県が、都道府県計画に掲載された事業に要する経費を支弁するために基金を設ける場合において、国は、1の事業に要する経費に係るものについては、その財源に充てるために必要な資金の全額を負担するものとした。（第六条関係）
3　再編計画に関する事項
㈠　再編計画の認定等
(1)　医療機関の開設者は、単独で又は共同して、地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携を推進するための二以上の医療機関の再編の事業（以下この㈠において「医療機関の再編の事業」という。）に関する計画（以下この㈠及び㈡において「再編計画」という。）を作成し、これを厚生労働大臣に提出して、当該再編計画が適当である旨の認定を受けることができるものとした。（第一一条の二第一項関係）
(2)　再編計画においては、医療機関の再編の事業の対象とする医療機関に関する事項、当該事業の内容及び実施時期等を記載しなければならないものとした。（第一一条の二第二項関係）
(3)　(1)の認定の申請は、その計画に係る医療機関の所在地を管轄する都道府県知事を経由してするものとした。（第一一条の二第三項関係）
㈡　認定の基準
厚生労働大臣は、再編計画の認定の申請があった場合において、当該申請に係る再編計画が(1)から(3)までに適合すると認めるときは、再編計画の認定をするものとした。（第一一条の三関係）
(1)　地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携を推進するために適切なものであること。
(2)　㈠の(2)の記載事項が、構想区域等ごとに設けられた診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者等の関係者との協議の場における協議に基づくものであること。
(3)　(1)及び(2)に掲げるもののほか、地域医療構想の達成の推進のために必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。
4　都道府県計画作成における留意事項に関する事項
都道府県は、労働が長時間にわたる医師の労働時間を短縮し、及びその健康を確保することにより、医師が良質かつ適切な医療を行うことができるよう、都道府県計画に1の事項等を定めるに当たっては、一の1の㈠の厚生労働大臣が定める指針を勘案して定めるよう努めるものとした。（附則第一条の二関係）